

**児童扶養手当(月額)** ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

区分	全部支給		一部支給		支払月
	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	～3月分 (改正前)	4月分～ (改正後)	
児童1人の とき	42,000円	42,330円	41,990円～ 9,910円	42,320円～ 9,990円	4月・8月・12月
児童2人以上 のとき	児童が2人のとき、上記金額に5,000円加算 3人目から1人増えるごとに3,000円加算				

■**問い合わせ** 子育て支援課 ☎84-0658

**特別児童扶養手当・特別障がい者手当など** ※各支払月に、その前月分までをまとめて支給します。

手当の種類		～3月分(月額)	4月分～(月額)	支払月
特別児童扶養手当 (中・重度の障がい児童を養育 などしている方)	1級	51,100円	51,500円	4月・8月・11月
	2級	34,030円	34,300円	
特別障がい者手当 (20歳以上で重度の障がいにより 常時特別の介護を要する 在宅の方)	A種	33,470円	33,680円	2月・5月・8月・ 11月
	B種	27,670円	27,880円	
障がい児福祉手当 (20歳未満で常時介護を必要 とする重度障がいの児童) 経過的福祉手当	A種	21,380円	21,500円	
	B種	15,630円	15,750円	

■**問い合わせ** 地域福祉課 ☎84-0643

**児童扶養手当や障がいのある方の手当額が  
変わります**

平成28年4月分から、次のとおり手当額が変更されます。なお、受給者の方には個別にご案内します。

**事業主のみなさんへ**

**雇用のあらゆる局面で障がい者への差別的取扱いが禁止されます**

4月に改正「障害者雇用促進法」が施行されました。すべての事業主は、雇用のあらゆる局面で障がい者であることを理由とした差別的取扱いが禁止されます。障がい者の募集・採用時や採用後の作業環境などに障がい特性に応じた

**介護予防のための「基本チェックリスト」を送付します**

いつまでも住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう生活機能(日常生活を送るために必要な心身の機能)の低下の有無を確認するための「基本チェックリスト」を送付します。

**対象者**

市内在住の70歳以上の方(平成28年4月1日現在)で、要介護認定を受けていない方

**内容**

送付された「基本チェックリスト」に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。判定の結果、生活機能の低下のおそれがある方に、介護予防事業のご案内などをさせていただきます。

**返送期限**

5月13日(金)

**問い合わせ**

高齢介護課 ☎0644

配慮(合理的配慮)の提供が義務付けられます。詳しくは、厚生労働省ホームページ(障害者雇用対策)をご覧ください。

■**問い合わせ**  
ハローワーク半田 ☎0023

**5月1日～7日は「憲法週間」です**

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日～7日を「憲法週間」と定め、この時期に法廷見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的に行っていますので、参加希望の方はお問い合わせのうえ、申し込みください。

**申込み・問い合わせ**

名古屋地方裁判所事務局  
☎052122310994  
<http://www.courts.go.jp>

**お詫びと訂正**

市報4月1日号折込「庁舎ダイヤルイン電話番号」中の「部名」に誤りがありました。正しくは、「子育て支援部」ではなく「健康子ども部」です。